

令和4年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和4年3月16日 開会

令和4年3月16日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和4年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和4年3月16日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第4号 教育長の一般経過報告について
 - 2 議案第11号 岩見沢市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について
 - 3 議案第12号 岩見沢市立学校の学校選択に関する実施要綱の廃止について
 - 4 議案第13号 岩見沢市部活動指導員に関する規則の設定について
 - 5 議案第14号 岩見沢市社会教育委員の委嘱について
 - 6 議案第15号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 7 議案第16号 岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業実施要綱の設定について
 - 8 議案第17号 岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の一部改正について
 - 9 議案第18号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について
 - 10 議案第19号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について
 - 11 議案第20号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について
 - 12 議案第21号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について
 - 13 議案第22号 岩見沢市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について
 - 14 議案第23号 岩見沢市立学校一般教職員人事について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希

教 育 部 長	所 美 穂 子
教 育 部 次 長	住 吉 功 成
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	出 口 哲 也

学校給食課長	田	公	寿	幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白	石	丈	人
教育施設課長	大	内	規	裕
子ども課長	小	野	直	樹
図書館長	中	川	和	彦
緑陵高等学校事務長	廣	田	康	裕
事務局学校教育課総務係長	和	田	佳	晴
事務局学校教育課総務係	岩	端	浩	太

○三角教育長 ただ今から令和4年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、杉野委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第4号 教育長の一般経過報告について 私から説明いたします。

2月8日から3月7日までの経過報告となります。

10日に開催されました総務常任委員会では、所管事務調査として、教育委員会事務局より、教育委員会議で説明しました岩見沢市における新しい高校づくりについて、それから病児・病後児保育の見直しについて、また栗沢工芸館の休止についての3項目について、説明して、質問を受けたところです。

14日、教育研究所の事業報告会が開催されました。例年、教育委員の皆さんにも出席していただきましたが、まん延防止等重点措置期間中ということでオンライン会議での実施といたしました。

21日、市職員として、学芸員採用のための面接試験に臨んでいます。

24日、空知教育局が主催の管内の特別支援に係る連携を強化するための管内特別支援連携協議会にオンラインで参加しています。

3月1日、市議会第1回定例会が22日までの日程で開会され、7日は議案に係る総務常任委員会が開催されました。

以上で、私からの一般経過報告については終わりたいと思います。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○杉野委員 ありません。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等がなければ、本ご報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○所教育部長 議案第11号 岩見沢市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について 中学校選択制度の廃止と中学校通学区域の変更に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第12号 岩見沢市立学校の学校選択に関する実施要綱の廃止について 中学校選択制度の廃止に伴い、要綱を廃止しようとするものであります。

議案第13号 岩見沢市部活動指導員に関する規則の設定について 岩見沢市立中学校において部活動指導員を任用するために必要な規則を新たに設定しようとするものであります。

議案第14号 岩見沢市社会教育委員の委嘱について 令和4年3月31日をもって2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

す。

議案第15号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について 令和4年3月31日をもって2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

議案第16号 岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業実施要綱の設定について 要支援児童やヤングケアラーのいる家庭に対する家事・育児の援助、その他相談支援を行うため、要綱を新たに設定するものであります。

議案第17号 岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の一部改正について 岩見沢市病児・病後児保育事業の見直しによる病後児保育施設の廃止に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第18号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について ファミリー・サポート・センター事業の援助対象者について、病児及び病後児を追加することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第19号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について 利用単価の変更に伴い様式の改正を行うほか、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第20号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について 児童数減少による栗沢小放課後児童クラブの閉鎖に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第21号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について 民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續及び授業料等の債務に関して、北海道立高等学校学則の一部改正に準じ、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第22号 岩見沢市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について 民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續及び授業料等の債務に関して、北海道立学校条例施行規則の一部改正に準じ、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第23号 岩見沢市立学校一般教職員人事について 岩見沢市立学校一般教職員の4月1日付人事について、北海道教育委員会に内申することについて同意を求めようとするものであります。

なお、議案23号につきましては人事案件につき、秘密会にて審議をお願い申し上げます。

以上です。

○三角教育長 ただ今、事務局より、日程番号14、議案第23号 岩見沢市立学校一般教職員人事について につきましては、人事案件のため、秘密会という形で会議を進行してほしい旨の申出がありました。そのように進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案23号につきましては、秘密会として取り扱うこととして、後ほど、説明していただくこととします。

それでは、日程番号2、議案第11号 岩見沢市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第11号 岩見沢市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について ご説明をいたします。

この改正につきましては、昨年9月に決定いたしました学校選択制の廃止と、南小学校、美園小学校、第二小学校におきまして、指定中学校が2校に分かれている中学校通学区域の変更、これらを実施するための関係規定の整理を行うものでございます。

3枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

まず、学校選択制の廃止に関する部分では、第5条中の「及び中学校に就学する場合」の文言を削除するほか、中学校通学区域の変更については、別表第2におきまして、南小学校区の明成中学校が指定校となっている地域と美園小学校区の清園中学校が指定校となっている地域を光陵中学校に追加するとともに、第二小学校区の豊中学校が指定校となっている地域を上幌向中学校に追加。また、これに併せて、関連する部分を整理ということで変更部分は朱書きとなっております。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日になりますが、別表第2につきましては、令和5年4月1日としているところです。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第11号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○杉野委員 ありません。

○三角教育長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第11号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第12号 岩見沢市立学校の学校選択に関する実施要綱の廃止について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 議案第12号 岩見沢市立学校の学校選択に関する実施要綱の廃止について になりますが、今年度をもって、学校選択制度を廃止することに伴いまして、本要綱を廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第12号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○杉野委員 ありません。

○三角教育長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第12号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第13号 岩見沢市部活動指導員に関する規則の設定について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第13号 岩見沢市部活動指導員に関する規則の設定について ご説明をいたします。

部活動指導員につきましては、令和4年度の予算に1名分ではありますが、措置されていることから、本規則は部活動指導員を任用するためのルールを定めるものになります。

まず、第1条では、本規則の趣旨として、部活動指導員の職務などに関し、必要な事項を定めることを規定し、第2条から第10条までには任用の方法や身分、職務、服務、任用期間、勤務日、解任、給与、研修に関することを規定するとともに、第10条において、雑則として、本規則に定めるもののほか必要な事項は別に定めることを規定しております。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日としているところです。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第13号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○杉野委員 すみません。

何点か教えていただきたいと思えます。まず1点目なんです、これは、中学校の部活動が対象であって、小学校での部活動形式でやっている吹奏楽かなんかあるんですかね。それは対象になるのかどうかをお聞きしたいと思えます

あと、小学校でやられている少年団活動はこれには該当しないということだと思えますが、それでよろしいでしょうか。それが1点目ですね。

それから、第3条の2項になるんですか。校長がその指導員の方に行わせることができる中身が5点ほど書かれているんですが、この5点については、あくまでも基本的には顧問が行うと。それで、顧問がなかなか難しいという場合に限って、その指導員の方に任せることができると。そういう押さえでよろしいのかどうかお聞きしたいと思えます。

それから、あと7条のところなんです、解任に当たってなんです、解任することが

できる事項ということで5点ほど書かれております。(1)の勤務成績が不良のときということでちょっと抽象的に書かれているんですが、例えば、どのような勤務状況で、どの程度の不良があった場合に解任となるのか。その辺、少し、どのようなことを想定されているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、最後、第9条のところ、研修に関わってなんですが、この部活動指導員については、先生方の仕事の負担を軽減するということと、あと、子どもたちに専門性の高い指導を提供できるということで、とてもいいことだなと思います。

それで、その指導員に任用される方に関わっては、研修を行うということが書かれているんですが、任用期間が年度末ということで1年未満になるのかなと思うんですね。再任も可能ということで書かれているんですが、任用の開始に当たって、研修の場を設けて、どのような中身で実施されるのか、その辺、もしあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

すみません。何点か、申し訳ありません。

○戸沼学校教育課長 5点にわたってのご質問かと思いますが、まず1点目、対象は中学校なのかということですが、今回措置された予算は中学校管理事業の中に措置されておりますので、原則中学校を対象ということで、今は考えております。

杉野委員がおっしゃったように、小学校にも部活動が一部ございますが、今そこまでは想定していないということでございます。

2点目の少年団への指導も部活動指導員を前提としているのかということでありましたが、杉野委員もご承知のとおり、少年団活動は学校教育活動の一部ではございませんので、現段階ではそれは念頭に置いていないということでございます。

また、3点目の指導員の職務の内容についてですが、これについては、今回の規則を設定するに当たって、本市では初めての事案ということもありまして、この規則自体も、他市の先行して実施している都市の規則等を参考に構築しているところであります。どういうふうはこの職務を負わせるのかという具体的な中身については、今この学校に部活動指導員を配置するのかということも含めて、まだ固まっておりません。

ですので、学校をまず選定した中で、その学校のニーズを把握して、具体的な人を見つけ出して、必要な職務をやっていただくように進めていきたいと考えています。

また、解任についても同様で、具体的にどういう場合が想定されるのかということは、今の段階では具体的なイメージは持っておりませんが、特に、例えば子どもたちの指導に関して、本来行ってはいけないようなこと、そういうことを行った場合に、解任できるようなことも想定したルールづくりが必要ということで、この解任の部分は入れているところです。

また、最後の研修につきましても、開始前に実施するのか、それとも、ある程度指導を行った中で研修を行うのか。これも今後、具体的に検討していくことになるとは思いますが、どういう競技の指導に当たっていただくのか、それによっても、どんな研修が必要な

のか。そういう部分も変わってくるかと思imasるので、具体的に詰めていった段階で、この研修の中身も精査していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○杉野委員 ありがとうございます。

○三角教育長 よろしいですか。

○杉野委員 はい。

○三角教育長 ほか、ありませんか。

○菊池委員 今のところ、候補というのは、その対象になりそうな人、学校から言われてから、それを探すという感じですか。

○戸沼学校教育課長 当然、予算をつけるに当たって、事前に学校側のニーズとかも把握した上で対応はしております。ただ、当初想定していた予算額が獲得できておりませんので、どこのどの競技の指導に当たっていただくのかは、これから詰めることとなります。

です。ので、まだ競技が決まっていない段階で、具体的にAさん、Bさんということは決められませんので、それも、その競技が具体的に煮詰まった段階でのお話になるのかなと考えております。

○菊池委員 ありがとうございます。

○三角教育長 よろしいですか。

○菊池委員 はい。

○三角教育長 ほか、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第13号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号5、議案第14号 岩見沢市社会教育委員の委嘱について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第14号 岩見沢市社会教育委員の委嘱について ご説明をさせていただきます。

本年3月31日で任期満了となります岩見沢市社会教育委員の委嘱につきましては、本年1月の定例会におきまして、選出方法について、ご協議をいただいたところですが、資料を1枚めくっていただきまして、委員名簿案のとおり、15名中、14名を選出いたしました。なお、残る1名につきましては、学校教育関係者のうち、校長会からの推薦につきましては、4月になるとのことでございますので、候補者の決定後に改めて、提案をさせていただき、ご審議願いたいと考えております。

それでは、資料2枚目をご覧ください。

委員名簿案の上から順にご説明をいたします。2番を除く、1番から13番までは、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている方、学識経験のある方を選考し、全員、再任となっております。

まず、学校教育関係者といたしまして、岩見沢緑陵高等学校長の宮澤一氏、小学校非常勤講師の若松ひとみ氏、社会教育関係者として、岩見沢市スポーツ協会副会長の前川信氏、岩見沢文化連盟会長の岡嘉彦氏、岩見沢PTA連合会会長の金田貴彦氏、学識経験者として、佐藤恭二氏、今井美智子氏、有澤学氏、家庭教育関係者として、主任児童委員の小川恵子氏、子ども・子育て会議委員の藤田雅子氏、図書館で読み聞かせなどのボランティア活動をされている須藤一容氏、家庭生活総合カウンセラーの河原栄美子氏でございます。

次に、14番と15番は公募にて選出した方でございます。今回は3名の方から応募をいただいております、選考委員会において、審査の結果、2名を選出したところでございます。

14番の水上律子氏は再任で、前任期中の2年間はコロナ禍にあつて、思うような活動ができなかったものの、生涯学習や社会教育の充実について、考える時間として、前向きに捉え、活動を続けておられる方でございます。

15番の遠田悠也氏は、新任で北海道教育大学在学中に学生団体のヒトツナギの代表として、子どもたちや市民の関わるイベントを実施してきたほか、市外においてもイベントの企画やキャリア教育を行ってきておられる方でございます。

以上、新任1名、再任13名を選出いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第14号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第14号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号6、議案第15号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第15号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について 説明をさせていただきます。

本年3月31日をもって、任期満了となります。委員の委嘱につきましては、本年1月の定例会において、選出方法について、ご協議をいただいたところでございますが、資料2枚目の委員名簿案のとおり、18名を選出いたしました。

資料2枚目をご覧ください。

1 番から 15 番までは、各スポーツ分野からの選出を考慮した方であり、全員再任となっております。1 番から順にご説明いたします。スキーマの大野和寛氏、体操の周田早苗氏、ソフトボールの砂田雄一氏、硬式テニスの前川英介氏、陸上の宮野美紀氏、スキーマの相原良憲氏、硬式テニスの栗田彰子氏、ミニバレーボールと剣道の渡辺泰典氏、スキーマの芹川恵利氏、ミニバレー、バスケット、スキーマの前田幸浩氏、軟式野球の濱和博氏、サッカーの瀬尾悦郎氏、バスケットボールの辻本智也氏、クロスカントリースキーマの植田一哉氏、陸上、ボクシングの橋場竜也氏でございます。

次に、16 番から 18 番は、公募にて選出した方でございます。今回は 3 名の方から応募をいただき、選考委員会で審査の結果、3 名を選出しております。

星野武治氏は太極拳を得意分野としており、再任となります。

遠田悠也氏、三瓶千夏氏の 2 人はともに新任で、この春、北海道教育大学岩見沢校を卒業し、在学中は地域との関わりや子どもたちのスポーツに関わってきた方でございます。

以上、新任 2 名、再任 16 名を選出いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第 15 号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第 15 号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号 7、議案第 16 号 岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業実施要綱の設定について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第 16 号 岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業実施要綱の設定について をご説明します。

特別育児支援ヘルパーは、児童の見守りや家事、育児の支援が必要と認められた要支援家庭やヤングケアラーがいる家庭にヘルパーを派遣するものです。ヘルパー派遣の対象となる要支援家庭等は、子育て支援推進会議で判断され、訪問介護事業所からヘルパーを派遣し、家事、育児等を支援します。委託料は、教育委員会から訪問介護事業所に支払うため、家庭による利用料の負担はありません。

ここで主な条文ですが、第 1 条では、事業の目的と実施の概要を規定します。

第 5 条では、ヘルパーが行う役務として、家事・育児支援のほか、ヤングケアラー支援を見ずえた保育所等の送迎、相談支援、情報提供も規定します。

第 6 条では、ヘルパーの派遣期間や回数等として、要支援児童がいる家庭は 1 回 1 時間、

ヤングケアラーがいる家庭は1回2時間を上限とする旨を規定します。

なお、施行日は、令和4年4月1日を予定しているところです。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○三角教育長 ただ今、議案第16号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○秋山委員 いいですか。

別に実施要綱については問題ないんですが、今、大体、対象者がどのぐらいになるかはお答えって、ちょっと、それだけお聞きしたいんですが。

○小野子ども課長 予算上は、要支援家庭が1家庭、そしてヤングケアラー支援1家庭を対象として予算を計上しています。これまでの実績も、直近2年におきましては、1家庭ずつでしたので、それぐらいを見込んでいるところです。

以上です。

○三角教育長 よろしいですか。

○秋山委員 はい。

○三角教育長 ほかがございますか。

要支援児童、そしてヤングケアラーにも対応するというところでいかがでしょう。

特にありませんか。

○杉野委員 すみません。

1点、お願いいたします。要支援児童、それからヤングケアラーの実態把握というのは、非常に、家庭のことなので、なかなか実態把握というのは難しいのかなと思うんですね。それで、どのような方法で支援を必要としている部分を把握するのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○小野子ども課長 やはりヤングケアラーというのは、その性質上、声を上げるのがすごい難しく、相談になかなかつながりにくいというところもありますので、そこは、やはり学校や児童館、保育所等がプラットフォームとなり、ヤングケアラーに対する理解を深める研修もした上で把握に努めていくつもりであります。

以上です。

○杉野委員 分かりました。

○三角教育長 よろしいですか。

○杉野委員 はい。

○三角教育長 ほかがございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第16号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号 8、議案第 17 号 岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第 17 号 岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の一部改正について ご説明します。

この要綱は、病児・病後児保育施設の運営や利用に関し、必要な事項を定めたものです。病児・病後児保育施設を 3 月末で廃止することに伴い、必要な規程の整備を行います。

改正点については、新旧対照表をご覧ください。

赤い部分ですが、題名、条文、様式の多くにまたがっています。これらは全て、病後児保育に関する規定の削除と、それに伴う内容の整理になります。なお、様式第 3 号の医師連絡票につきましては、病児保育施設とファミサポの両方で、共通で使える連絡票となるよう、内容を改めて整えたところです。

なお、施行日は令和 4 年 4 月 1 日を予定しています。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○三角教育長 ただ今、議案第 17 号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

病後児の部分を削除するというごことでご理解していただいでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第 17 号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号 9、議案第 18 号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第 18 号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について ご説明します。

この要綱は、会員相互の子育て援助活動の支援を行うファミリー・サポート・センター事業の実施に関し、必要な事項を定めたものです。令和 4 年 4 月から病児・病後児対応を始めることに伴い、必要な規程の整備を行うものです。

改正点については、新旧対照表をご覧ください。

主な改正点としまして、第 5 条では、センターの連絡調整先に「医療機関」と「医療アドバイザー」を追加し、センターが行う広報啓発活動について、規定をします。

第 11 条では、援助活動の内容に、病児・病後児の預かりを追加し、その対象年齢や依頼会員の自宅で預かる旨を規定します。

第 12 条では、病児・病後児を預かることができる曜日、時間を、緊急時の対応のため、

市内小児科医の営業時間を考慮し、規定します。

第13条では、病児・病後児を預かる要件として、預ける前に医療機関に受診すること、医師連絡票の提出の義務づけを規定します。

別表第1では、病児・病後児対応の料金のほか、未就学児が利用した場合の支払上限額や生活保護受給世帯等に対する減免を規定します。

施行日は、令和4年4月1日を予定しています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○三角教育長 ただ今、議案第18号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。病児・病後児の預かりの追記となりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号10、議案第19号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 議案第19号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について ご説明します。

この要綱は、妊娠中や出産後の家庭の家事、育児を支援する産前産後ヘルパー事業の実施に関し、必要な事項を定めたものです。利用単価の変更に対応するため、様式の改正を行うほか、その他所要の規程の整理を行います。

改正点については、新旧対照表をご覧ください。

まず、1点目として、第11条では、第2項を追加し、業者へ支払う委託料について、規定します。産前産後ヘルパー事業は利用者の負担が生じない制度であるため、利用料に関する規程はありませんが、他の実施要綱との整合性を図るため、業者へ支払う委託料について、規定をします。

2点目として、様式第6号の業務報告書には、利用単価(C)の欄に、2,000円という金額が記載されていますが、これを削除いたします。委託料の単価は、介護保険法の基準改正等に伴い、変動する可能性もあることを踏まえ、定額を記載するのではなく、ここを空欄とし、今後の変動に対応したいと考えています。

施行日は、令和4年4月1日を予定しています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○三角教育長 議案第19号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第19号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号11、議案第20号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第20号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について ご説明します。

この要綱は、放課後児童クラブの設置や運営に対し、必要な事項を定めたものになります。

栗沢小学校の児童が利用する放課後児童クラブは1年生が学校内、2年生から6年生までが来夢21こども館で活動しているところですが、登録児童数が減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと見込まれます。そこで、栗沢小放課後児童クラブを令和4年3月末で閉鎖し、4月以降、全ての学年を来夢21こども館での活動に統合するため、要綱の一部改正を行うものです。

改正点については、新旧対照表をご覧ください。

クラブの名称・位置を規定した別表第1、休業日・開設時間を規定した別表第2からともに栗沢小放課後児童クラブの記載を削除します。

施行日は、令和4年4月1日を予定しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○三角教育長 ただ今、議案第20号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

1年生も合わせて全員同じ場所であるという説明でしたが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第20号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号12、議案第21号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○廣田緑陵高等学校事務長 議案第21号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について ご説明いたします。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續、及び授業料等の債務に関する規程の改正、その他所要の改正を行うもの。

道立高校について、北海道立高等学校学則等の一部を改正する教育委員会規則が令和4年2月28日に公布、4月1日施行となったことから、同様の改正を行うものでございます。

改正点は大きく三つです。

まず1点目は成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する規程について、「保護者」という用語を「保護者等」という用語に改めるものです。民法の改正により、令和4年4月1日より、成年年齢は18歳に引き下げられ、今後においては、在学中に成年年齢に達する生徒がいることとなります。学校教育法第16条では、子に対して親権を行う者、また親権を行う者のないときは、未成年後見人のことを保護者と規定しておりますが、親権は未成年の子に対するものであるため、生徒が成年に達した時点で、保護者ではなくなります。しかしながら、生徒が成年に達した後も、父、母等、保護者であった者や、それに準じる者、例えば生計維持者等が生徒を実質的に養育することとなるため、「保護者等」という表現に改めることとしております。

2点目は、生徒が入学する際に保証人を定め、誓約書を提出することと定められておりますが、民法の改正により、保証人が支払の責任を負う、金額の上限である極度額を定めなければ、保証契約は無効とされたことから授業料についての極度額を定めることとしたものです。

3点目は、保護者等及び保証人の責任の範囲を定めることとしたものです。これまでは、「保証人は、学校に対し生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない」とされていましたが、まず保護者等が生徒の補導、正しい方向へ教え導くことを行い、学校に対し、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、主債務者として、財産上の責任を生徒と連帯して負わなければならないものとし、保証人については、保護者等に事故があるとき又は入学する成年の生徒が保護者等を定めないときに、生徒の補導を行い、学校に対し、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、誓約書等において定めた財産上の責任、先ほど説明しました極度額について、責任を負わなければならないこととするものがあります。

さらに、転居等があった場合の届出者等を成年である生徒及び保護者等と定めるとともに、届出を要する対象者を生徒、保護者等、または保証人と定めるものです。

この2点目、3点目の改正を踏まえ、新旧対照表のナンバー3をご覧くださいんですが、様式第4号、誓約書の書式、様式について、大きく変更となっております。これまでは、保護者、保証人が連名で生徒に係る一切の責任を引き受けるとなっておりますが、改正後は、保護者等、保証人、それぞれの責任の範囲が明確に記載されるとともに、保証人の欄には、先ほど説明しました極度額として、3年間の授業料である35万6,400円が記載されることとなります。

この改正につきましては、令和4年4月1日より施行することとします。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第21号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

成年年齢の改正に伴っての変更ということなのですが、ご質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第21号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号13、議案第22号 岩見沢市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○廣田緑陵高等学校事務長 議案第22号 岩見沢市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について ご説明いたします。

議案第21号と同様に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續及び授業料等の債務に関する規程の改正、その他所要の改正を行うもので、道立高校の規則であります北海道立学校条例施行規則と同様の改正を行うものでございます。

改正点は大きく二つです。

1点目は、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する規程について、「保護者」という用語を「保護者等」という用語に改めるものです。内容は、議案第21号と同様のため、説明は割愛いたします。

2点目は、授業料の納付勧告についてです。授業料が納付期限後、15日を過ぎても納付されない場合、これまでは生徒及び保護者並びに、保証人に対して、納付勧告しなければならないとしていたところですが、これを、まず生徒及び保護者等に納付勧告を行い、保護者等に事故がある場合又は成年である生徒が保護者等を定めない場合に行った納付勧告で指定した期限までに納付することができない状態が引き続くときに、保証人に対して、納付勧告しなければならないと改めるものです。このことは、議案第21号でも説明しました、生徒に関して、保護者等が主債務者として、財産上の責任を生徒と連帯して、負わなければならない、保証人については、保護者等に事故があるとき、または入学する成年の生徒が保護者等を定めないときに誓約書等において、定めた財産上の責任、すなわち極度額について、責任を負わなければならないとすることとの整合性を持つものであります。

この改正につきましても、令和4年4月1日より施行することとします。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第22号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○杉野委員 ありません。

○三角教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第22号については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 ほかになければ、事務局から何かありませんか。

○出口指導室長 令和3年度教育行政方針最終評価について、ご説明いたします。

A3判、カラー刷りの資料につきましては、教育行政方針の達成状況について、各学校からの回答をまとめたものでございます。

小中学校の中間評価と最終評価を比較しますと、30項目中、23項目で達成率が上昇しており、各学校における教育行政方針の具体化に向けた教育実践の内容が前進したということが見てとれます。

「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」を目指すための学校改善の根幹である授業づくりについて、中間評価と比較いたしますと、1の新しい時代に対応できる力の育成の(1)

「主体的・対話的で深い学び」を通した確かな学力の定着の項目が中間評価から17.4ポイント上昇し、91.3%となっております。

また、1の(2)「教えて考えさせる」授業を基盤とした子どもが学びの主体となり、子どもの声が響き合う「子どもと創る授業」の推進の項目が中間評価よりも26.1ポイント上昇し、78.3%の達成率となっております。

また、2の「豊かな人間性と健やかな体を育成する教育の推進」の(1)ピア・サポートの取組により自尊感情や自己有用感を育み、自己の成長を実感し達成感が持てる授業づくりの項目が8.7ポイント上昇し、100%の達成率となっているところです。

次年度につきましても、評価のための評価ではなく、学校改善に資する評価であるということに基づいて、教育行政方針の具現化に向け、各学校がそれぞれの項目を意識し、教育活動、学校改善を確実に図ることができるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○三角教育長 何か質問ありますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、以上で教育委員会議事を終わりたいと思います。

ほかになれば、来月の定例会日程についてですが、4月20日が第3水曜日となります。委員の皆さん、ご都合よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 時間は午前10時からということよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階の会議室1で行います。それでは、ここで一旦、休憩をとらせていただきます。

午前10時50分 休憩

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員